

公務員給与初の下げ

研究開発室
鷺見 英司

< 初の減少 >

人事院が、2002年度の国家公務員給与（基本給与と諸手当）について、初の引き下げを勧告した（「人事院勧告」）。長引く景気低迷で民間企業の賃下げが相次ぐなか、ようやく民間との歩調をあわせるかたちとなった（図表1）。

人事院勧告とは、争議権などの憲法上の労働基本権が制約された国家公務員に代わり、人事院が給与の官民格差及び生計費を調査し、給与改定を内閣や国会に勧告するものである。

民間の賞与に当たる期末・勤勉手当が99年度から3年連続して引き下げられ、国家公務員の平均年間給与は減少してきたが、月給（基本給与と諸手当）の引き下げは初めてのことである。今回の勧告が実施された場合、国家公務員の平均年間給与は15万円程度減少する。国の財政が苦しいなかで、人件費負担の減少が2,410億円程度見込まれることや、退職金を含む給与体系の見直しは公務員制度改革の課題に挙げられていることもあり、小泉内閣も勧告を尊重する意向である。

< 残る公務員間格差 >

他方、地方公務員の給与水準はこれまで国家公務員より高い状況が続いてきた。総務省が01年12月に公表した、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準（ラスパイレス指数）をみると、01年度の全地方自治体の平均は100.5と国の水準を上回っている（図表2：指定都市103.7、都道府県101.7、市101.4、町村96.1）。最も差の大きかった74年度には政令指定都市116.1、都道府県

111.3、市113.8、町村99.2であり、全地方自治体の平均でも110.6と地方の水準は国を10%も上回っていた。それ以降は27年間連続して国との格差が縮まってきたものの依然として高い。

また、指数が100を超える自治体は全体の約24.1%にあたる795あり、自治体別にみると、それぞれの指数に反映されているように、都道府県では46、指定都市や東京特別区ではすべて、市では58%の自治体が依然として100を上回るなど、全般的に高い。一方、町村では87.1%が100を下回っており、さらに40.5%が95を下回っている（図表3）。

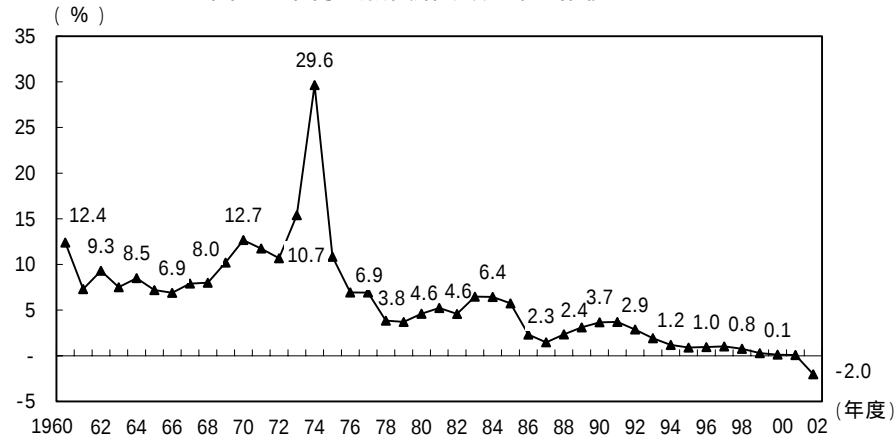
勧告は地方公務員の給与水準の引き下げにもつながる。地方全体では4,520億円程度の人件費負担が減少すると試算されている。しかし、国と地方の公務員間格差が解消されるわけではない。

< 勧告を機に >

こうした国と地方の格差の存在は、地方財政の破綻が現実味を帯び、また多くの自治体で（銀行税などの法定外税を通じた）増税が検討されているなかで、改革に対する地方の踏み込み不足という印象を与えている。既に一部の地方自治体では、財政難を理由に給与削減を行っているが、勧告を機に、各自治体が給与水準の引き下げを行うさらなる努力が求められる。

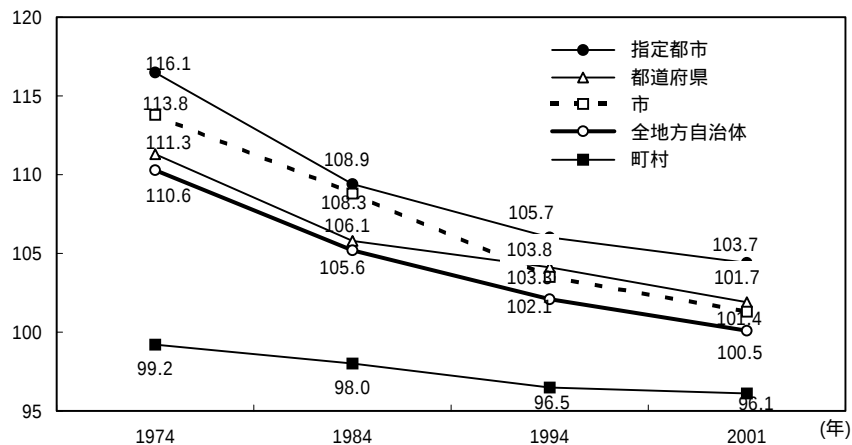
また、地方自治体の行政サービスの質と高い給与水準との関係に不満を抱いている国民は少なくない。しかし、民間企業とは違って、業績や個人の努力が給与水準に反映されない公務員制度にも原因がある。民間とのバランスを考えるだけでなく、能力や生産性に見合った給与体系の構築も必要であろう。

図表1 国家公務員給与改定率の推移



資料: 人事院 <http://www.jinji.go.jp/kankoku/f-kankok.htm> 2002年9月10日収載

図表2 地方自治体別給与水準の推移 (ラスパイレ指数 国=100)



注: ラスパイレ指数とは国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴、経験年数別に平均給与と比較し、国家公務員を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの。各年4月1日の値。
資料: 総務省『地方公務員給与の実態調査』

図表3 給与水準別地方自治体数(ラスパイレ指数 国=100、2001年4月)

区分	都道府県	指定都市	市	町村	特別区	全地方自治体
105以上 110未満	0 (0.0)	2 (16.7)	23 (3.5)	1 (0.0)	0 (0.0)	26 (0.8)
100~105	46 (97.9)	10 (83.3)	360 (54.5)	330 (12.9)	23 (100.0)	769 (23.3)
95~100	1 (2.1)	0 (0.0)	256 (38.8)	1,188 (46.5)	0 (0.0)	1,445 (43.8)
95未満	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (3.2)	1035 (40.5)	0 (0.0)	1,056 (32.0)
合計	47 (100.0)	12 (100.0)	660 (100.0)	2,554 (100.0)	23 (100.0)	3,296 (100.0)

注: 区分は国家公務員給与水準を100。上段は自治体数。下段()内は比率。
資料: 図表2と同じ

WATCHING